事 務 連 絡 令和5年9月22日

各 都 道 府 県 総 務 部 (人事担当課・安全衛生担当課扱い) (市町村担当課・区政課扱い) 各 指 定 都 市 総 務 局 (人事担当課・安全衛生担当課扱い)

> 総務省自治行政局公務員部 公 務 員 課 女性活躍・人材活用推進室 安 全 厚 生 推 進 室

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る今後の取扱いの周知について

「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」に基づく新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置については、令和5年3月31日付け事務連絡により、その適用期限が令和5年9月30日まで延長された旨を周知したところです。このことについて、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付け変更されたこと等を踏まえ、当該措置に係る今後の取扱いについて、厚生労働省より別添1のとおり周知されました。つきましては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和47年法律第113号)第13条第1項に基づき、引き続き、母胎又は胎児の健康保持に影響があると医師等により指導を受けた場合には、事業主は保健指導又は健康診査に基づく必要な措置を講じる必要がありますのでご留意ください。

参考までに、厚生労働省より各都道府県労働局宛てに発出された通知(別添1)及び当該措置 に関するリーフレット(別添2)を送付します。

各都道府県の市区町村担当課におかれましては、都道府県内市区町村(指定都市を除く。)及び 一部事務組合等にも、この旨周知いただきますようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に 対して、本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【連絡先】総務省自治行政局公務員部

公務員課(勤務時間・休暇制度に関すること) 電話 03-5253-5544 女性活躍・人材活用推進室(在宅勤務・テレ ワークに関すること)

電 話 03-5253-5546 安全厚生推進室(安全衛生に関すること)

電 話 03-5253-5560